

始良市農業委員会総会議事録（6月）

1. 開催日時 平成28年6月30日（木） 午後1時30分～3時40分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室
出席委員（26人）
委員

1番	欠員	15番	川島 兼次
2番	内甌 達也	16番	柗元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆雄	19番	夏田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員 なし

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地利用目的変更願いについて
8. 議案第 6号 非農地証明に関する申合せ事項（改正案）について
9. 議案第 7号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
10. 農地あっせんの経過報告
11. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
12. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

	(大会議室に全員着席)
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔1、総会の通告〕
議 長	ただいまから、平成28年度第3回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は26名中、26名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局長	資料により説明
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議 規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていた だくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職 員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限に より、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する 事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該 当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室着席していただきます。なお、この規定では、委員本 人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等につい ては、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいいたしま す。
	————— 議案第1号 —————
議 長	それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について 議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。

	<p>事務局</p> <p>それでは、議案第1号 農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。</p> <p>農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は6月30日を予定致しております。また、契約の始期7月1日を予定しております。契約年数、1年が2件、2年が2件、3年が4件、5年が36件、6年が1件、7年が6件、10年が7件 合計の58件です。面積につきましては、合計面積の99,668㎡です。</p> <p>農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2ページから12ページにありますのでご覧になって下さい。なお、総会資料10ページの53番が2番委員、11ページの54番が18番委員、55から57番が19番委員、58番が7番委員の関連する議案となっております。</p> <p>これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の裁決に参加できませんので、よろしくお願ひします。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から52番までについて質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から52番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第1号1番から52番までについては原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第1号53番から58番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。まず、53番の関係者、2番委員の退席をお願いします。</p>
委 員	<p>(2番委員退席)</p>
議 長	<p>それでは、53番について質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第1号53番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>

議 長	全員賛成ですので、議案第1号53番は原案のとおり決定いたしました。
委 員	(2番委員 着席)
議 長	次に、54番についての関係者、18番委員の退席をお願いします。
委 員	(18番委員退席)
議 長	それでは、54番について質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号54番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号54番については、原案のとおり決定いたしました。
委 員	(18番委員 着席)
議 長	次に、55番から57番についての関係者、19番委員の退席をお願いします。
委 員	(19番委員退席)
議 長	それでは、55番から57番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号55番から57番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号55番から57番は原案のとおり決定いたしました。
委 員	(19番委員 着席)
議 長	次に、58番についての関係者、7番委員の退席をお願いします。

	委員	(7番委員退席)
議長		それでは、58番について質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか。
	委員	[質問、意見なし]
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号58番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第1号58番については、原案のとおり決定いたしました。
	委員	(19番委員 着席)
		————— 議案第2号 —————
議長		次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、13ページとなります。今月申請は、3件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、ご説明いたします。 1番は譲受人、始良市平松在住の〇〇さん。譲渡人、平松在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字福ヶ野〇〇番地〇の畑で、303㎡です。 下限面積につきましては、経営面積2,937㎡と取得面積303㎡の合計3,240㎡となります。以上で1番の説明を終わります。
議長		ただいまの事務局説明に関連して、20番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	20番です。それでは、3条申請による調査報告をいたします。 6月17日、譲受人〇〇さんと申請地で会い聞き取りを行い申請地を調査いたしました。農機具は、整い耕作に留意されておりました。申請地は、自宅より約100m位の所にあり、現在、柿などが植えられています。草払い等も十分してあり管理されておりました。よってこの申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われしますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議長		次に、2番について事務局の説明を求めます。

	<p>事務局</p> <p>2番についてご説明いたします。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人、加治木町反土在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、加治木町木田字火口田〇〇番地、田 同字〇〇番、田 字津トリ〇〇番〇、田 同字〇〇番地〇、田 合計面積が1,401㎡です。</p> <p>以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の2番に関連して、11番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>11番です。それでは、3条申請による調査報告をいたします。</p> <p>6月15日、譲受人〇〇さんと申請地を訪問し聞き取りを行い調査いたしました。調査の結果、譲受人は、これまで多少の農業経験はありますが、水稻作については、鍋倉在住の〇〇さんに指導を受けながら耕作をしてゆくという事でした。</p> <p>申請地は、水稻の作付けの準備で、一部しろかきがされておりました。また、農機具については、リースで対応するとの事でした。これらの事から、この申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、3番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番についてご説明致します。譲受人、加治木町小山田在住の〇〇さん。譲渡人、蒲生町西浦在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。</p> <p>申請地の所在は、蒲生町西浦字塚鹿倉〇〇番地の畑で、面積が4,486㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の3番に関連して、14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>14番です。それでは、3条申請による調査報告をいたします。</p> <p>6月18日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査をいたしました。現地は周囲が山林でした。労働力については、3人から4人で毎日作業をされているので、大丈夫だと思います。農機具については、野菜作りの為の道具は揃っておりました。大きな機械については、譲渡人の〇〇さんに借りるという事です。</p> <p>この申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより、議案第2号1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>
<p>議 長</p>	<p>それではお諮りいたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番については、農地法第3条第2項の各号に該当</p>

	<p>しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[全員挙手]</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第3号 —————</p>
議長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明します。</p> <p>申請人は始良市宮島町在住の〇〇さん、土地の所在は平松字仮屋園〇〇番地、地目は畑、面積1,000㎡、同字〇〇番地〇、地目 畑、面積464㎡、の合計2筆、面積1,464㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして、農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は共同住宅1棟、建築面積403.54㎡です。申請理由は、申請地に共同住宅を建設し、地域の住宅供給緩和に努め、自己の生活の安定を図ろうとするもので、資金は融資で対応し、土地改良区の区域外です。被害防除計画書の添付があり、隣接の〇〇番地〇、雑種地96㎡と一体利用し全体事業面積は、1,560㎡となります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、6番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>6番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、鹿銀重富支店から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は雑種地、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番についてご説明します。</p> <p>申請人は始良市加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在は加治木町反土字古川〇〇番地〇、地目は田、面積365㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途が準住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断さ</p>

議 長	<p>れます。転用目的は貸駐車場です。申請理由は、申請地の周囲が都市化により農地が無くなったため、耕作がしづらくなり、貸駐車場として利用し副収入を得たいとのことです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明の2番に関連して、5番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>5番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、加治木小学校から北に約80mの位置にあります。造成工法は、盛土で0.9から1.0m、被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実であります。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番についてご説明します。</p> <p>申請人は熊本県在住の〇〇さん、土地の所在は三拾町字脇園〇〇番地〇、地目は田、面積245㎡です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、申請地を駐車場として使用し生活の利便を図ろうとするもので、資金は過去に転用許可があり、造成済みで不要、土地改良区の区域外です。被害防除計画書の添付があり、申請地は平成11年9月24日付けで農地法5条の許可があり、その時の許可が一般住宅であったが、駐車場として使用したいとの事で今回改めて4条申請があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の3番に関連して、4番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番です。農地区分は、第2種農地であるがその他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、三拾町公民館から、南東に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、転用済みの為不要です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>4番についてご説明します。</p> <p>申請人は始良市松原町在住の〇〇さん、土地の所在は船津字小尻〇〇番地〇、</p>

	<p>地目は田、面積1,847㎡、同字〇〇番地〇、地目は畑、面積147㎡の合計2筆、面積1,994㎡です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha以上あるため、農地区分は1種農地と判断されます。転用目的は貸資材置場です。申請理由は、申請地を貸資材置場として使用したいとの事で、</p> <p>資金は過去に転用歴があり造成済みの為不要、土地改良区の区域外です。被害防除計画書の添付があり、過去20年頃に転用許可を受け、貸資材置場として使用していたが、最近地目が農地のままであったことに気づき、今回改めて4条申請があったものです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、3番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、船津公園から、西に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は道路、西は河川、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、転用済みの為不要です。特記事項は、土砂の流出に注意すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>
	<p>1番から13番について説明を求めます。それでは1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さん 他3名、土地の所在は西餅田字楠元〇〇番地〇、地目は畑、面積424㎡です。 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が 第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。 農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されま す。転用目的は駐車場です。申請理由は、近隣地に集合住宅を現在建築中であり、 その入居者用の駐車場として使用したいとの事で、資金は自己資金で対応し、土 地改良区の意見書は区域外で不要です。被害防除計画書の添付があります。 以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番委員から調査の結果並びに補足説明をお願い します。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、 桜島サービスエリアから、南西に約100mの位置にあります。被害防除の現 況は東は市道、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己 資金証明があり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基 準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2番についてご説明します。 譲受人は始良市東餅田在住の〇〇さん、譲渡人は神戸市在住の〇〇さん、土地 の所在は松原町2丁目〇〇番地〇、地目は畑、面積261㎡です。権利内容は所 有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層 住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広 がりには10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目 的は一般住宅1棟の建築面積は136.63㎡です。申請理由は、現在の借家で は手狭になったため、申請地に自己の住居を建築するということです。資金は融 資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上で す。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願い します。</p>
<p>委 員</p>	<p>9番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、 松原なぎさ小学校から、東に約150mの位置にあります。土留め工法としま して、塀ブロック0.6mという事です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、 南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。特記 事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基 準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上報告を終わります。</p>

議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>3番についてご説明します。</p> <p>譲受人は始良市東餅田在住の〇〇さん、譲渡人は始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は東餅田字西七反田〇〇番地〇、地目は畑、面積215㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されません。転用目的は駐車場です。申請理由は、自社ビルの駐車場が不足しており、申請地が自社ビルに近く駐車場として使用したいとの事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接する〇〇番地〇、宅地20.76㎡、〇〇番地〇、宅地1.71㎡と一体利用です。全体事業面積が237.47㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>8番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、グランド始良から、南に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>4番についてご説明します。</p> <p>譲受人は愛知県在住の〇〇さん、譲渡人は始良市加治木町在住の〇〇さん 他2名、土地の所在は加治木町日木山字石元〇〇番地、地目は畑、面積270㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。</p> <p>申請理由は、日当たりがよく太陽光パネルを設置するのに最適な環境のため太陽光発電所として使用したいとのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし、被害防除計画書の添付があります。隣接する〇〇番、宅地1074㎡、〇〇番、雑種地612㎡と一体利用で、全体事業面積が1956㎡となります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	<p>5番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、中野地区集会施設から、北西に約250mの位置にあります。土留め工法は塀ブロックで0.6m、被害防除の現況は、東は宅地、西は里道と畑、南は宅地と里道、北は宅地と畑です。申請実現の確実性は、九電認定書及び工事負担金請求書もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>5番についてご説明します。</p> <p>譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は霧島市溝辺町在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字室前〇〇番地〇、地目は田、面積168㎡、同字〇〇番地〇、地目は畑、面積112㎡で、合計2筆、面積が280㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未</p> <p>満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が84㎡です。申請理由は、現在の住宅では手狭なため、自己用の住宅を建設するに当たり交通の便がよい申請地を選定しましたとのことで、資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接する〇〇番地〇、宅地20.45㎡、と一体利用で、全体事業面積が300.45㎡となります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、6番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>6番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、県職業訓練校から、西に約150mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地と雑種地、西は宅地、南は市道と宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番についてご説明します。</p> <p>借り人は始良市西餅田在住の〇〇さん、貸し人は西宮島町在住の〇〇さん、土地の所在は松原町1丁目〇〇番地〇、地目は畑、面積227㎡です。権利内容は親子間の使用貸借権です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断され</p>

議 長	<p>ます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が97.47㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、父より申請地を借りて一般住宅を建設したいとのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接する〇〇番地〇、宅地227.18㎡の内30㎡と一体利用で、全体事業面積が257㎡となります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東南に約100mの位置にあります。土留め工法は塀ブロックで0.4m、被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>7番についてご説明します。</p> <p>譲受人は始良市宮島在住の〇〇さん、譲渡人は西餅田在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字上今別府〇〇番地〇、地目は畑、面積288㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が97.47㎡です。申請理由は、現在借家住まいのため、父より申請地を借りて一般住宅を建設したいとのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、松原地区公民館から、南に約250mの位置にあります。土留め工法といたしまして塀ブロック0.6m設けるという事です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は雑種地、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、8番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>8番についてご説明します。</p> <p>譲受人は霧島市隼人町在住の〇〇さん、譲渡人は東京都在住の〇〇さん、土地の所在は脇元字蟹原〇〇番地〇、地目は畑、面積174㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が49.68㎡です。申請理由は、申請地が、実家に近いため、自宅を建築するということで、資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、9番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>9番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、重富中学校から南に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南も宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、9番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>9番についてご説明します。</p> <p>譲受人は日置市伊集院町在住の〇〇さん、譲渡人は2名で、加治木町木田在住の〇〇さんの申請地が、加治木町木田字川原田〇〇番地〇、地目は田、面積55.5㎡、同字〇〇番地〇、地目は田、面積9.1㎡、加治木町木田在住の〇〇さんの申請地が、加治木町木田字川原田〇〇番地〇、地目は畑、面積4.0㎡、同字〇〇番地〇、地目は畑、面積9.5㎡、合計4筆の面積78.1㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地が、住宅街にあり、生活の利便性も良く、環境の面でも申し分ないと判断したためということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書はあり、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>5番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、加治木中学校から北に約100mの位置にあります。造成工法は盛土で0.5m、土留め工法はL型擁壁0.5m、被害防除の現況は、東は高速道路、西は宅地、南は河川、北は市道です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、</p>

議 長	<p>現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p> <p>次に、10番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>10番についてご説明します。</p> <p>譲受人は加治木町在住の〇〇さん、譲渡人は東京都在住の〇〇さんの申請地が、宮島町〇〇番地〇、地目は畑、面積245㎡、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が商業地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は店舗1棟、建築面積115.8㎡です。申請理由は、申請地が始良市役所付近にあり、集客が見込まれ、車の出入りもしやすいためということで、資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良市役所本庁から、南西に約50mの位置にあります。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番についてご説明します。</p> <p>譲受人は蒲生町在住の〇〇さん、譲渡人は蒲生町久末在住の〇〇さんの申請地が、蒲生町久末字岩下〇〇番地〇、地目は畑、面積5,144㎡で、3,000㎡以上の案件です。権利内容は賃貸借権の設定です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は資材置場と山林です。申請理由は、既存の資材置場が手狭になったため、新たに資材置場を設けたい。又、山林の部分はシイタケの原木置場として利用したいということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区はなし、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>また、譲渡人の始末書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、(株)飯塚製作所から、北に約20mの位置に</p>

議 長	<p>ございます。被害防除の現況は、東は原野と山林、西は道路、南は市道、北は道路と原野です。申請実現の確実性は、資金証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>次に、12番について事務局の説明を求めます。</p> <p>12番についてご説明します。</p> <p>譲受人は始良市平松在住の〇〇さん、譲渡人は4名で、大阪府在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字市ノ坪、地目は田、面積604㎡、次が始良市東餅田在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字市ノ坪〇〇番地〇、地目は田、面積1,216㎡、次が始良市東餅田在住の〇〇さんの申請地が、東餅田字市ノ坪〇〇番地、地目は田、面積819㎡、次が、始良市東餅田在住の〇〇さん 他2名の申請地が、東餅田字市ノ坪〇〇番地〇、地目は田、面積1,126㎡、合計4筆の面積3,765㎡で、3,000㎡以上の案件です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地が、幹線道路に面しており集客も見込まれ店舗用地として適しているためということです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書はあり、被害防除計画書の添付があります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>8番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、東公民館から、西に約50mの位置にございます。被害防除の現況は、東は水路、西は市道、南は里道と宅地、北は宅地と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>次に、13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>13番についてご説明します。</p> <p>譲受人は始良市東餅田在住の〇〇さん他1名、譲渡人は蒲生町北在住の〇〇さんの申請地が蒲生町北字権坪〇〇番地〇、地目は田、面積1,119㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途指定はありません。土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がりには10ha以上です。従いまして農地区分は1種農地と判断されます。転用目的は店舗、一般住宅、1棟の建築面積が161.62㎡で</p>

議 長	<p>す。</p> <p>申請理由は、県道42号線に面しており、交通量も多く集客が見込めるため、申請地を候補地としたということで、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書はあり、被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>3番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、始良市消防本部蒲生分遣所から、東に約200mの位置にあります。造成工法は、盛土1.4mから1.7m、被害防除の現況は、東は宅地と水路、西は田と水路、南は田、北は県道です。隣接農地との緩衝地確保は有りで2.0m、申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第4号1番から13番までについて一括して質疑に入ります。何か、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>はい</p>
議 長	<p>10番委員どうぞ</p>
委 員	<p>10番です。8番について9番委員の説明にありました重富中学校の地目は、宅地になりますか。</p>
議 長	<p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>重富中学校の地目は学校敷地になります。今回の件は、重富中学校から申請地は、約50m程離れた場所にあり、その間には、3筆の宅地がある為、宅地と表記しています。</p>
議 長	<p>10番委員、よろしいでしょうか。他にご質問はありませんか。</p>
委 員	<p>[質問なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から13番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

	委員	[全員挙手]
議長		<p>全員賛成ですので、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から13番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
		<p>————— 議案第5号 —————</p>
議長		<p>次に、日程第7、議案第5号農地の利用目的変更願について議題に供します。1番について、事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>それでは、議案第5号農地の利用目的変更願についての、1件についてご説明します。</p> <p>申請人は始良市永瀬在住の〇〇さん 所有者も同一です。土地の所在は永瀬字中田〇〇番地〇、地目は田 面積743㎡、農地区分は農振農用地区域外で、都市計画内ですが用途の設定はなし、土地改良の施工もなし、但し農地の広がりには10ha以上あります。従いまして1種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で申請理由は昭和53年ごろから畑として使用、今後も田として使わず畑として利用するためということです。土地改良区の意見書、被害防除計画書もあります。</p> <p>以上です。</p>
議長		<p>ただいまの説明の1番に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	委員	<p>4番です。農地区分は、第1種農地です。申請地の位置は、永瀬公民館から、北に約20mの位置にあります。被害防除の現況は、東は水路、西は宅地と山林、南は宅地と田、北は道路です。申請実現の確実性は、昭和53年頃から畑として使用している為、確実です。特記事項は、特にありません。総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上報告を終わります。</p>
議長		<p>これより、議案第5号1番について、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありますか。</p>
	委員	「意見・質問なし」
議長		<p>それではお諮りいたします。議案第5号農地の利用目的変更願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	委員	「全員挙手」

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号農地の利用目的変更願についての1番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第6号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第8、議案第6号非農地証明願について、議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第6号非農地証明願についての、1件についてご説明します。 申請人は加治木町木田在住の〇〇さん 他1名の共有地です。所有者も同一です。土地の所在は加治木町木田字江湖〇〇番地〇、地目は田、面積1,032㎡、加治木町木田字江湖〇〇番地〇、地目は田、面積406㎡、加治木町木田字江湖〇〇番地〇、地目は田、面積564㎡、合計3筆の面積が2,002㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がりは10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。現況は昭和62年6月より宅地となっており、現在、農地としての利用は不能の状態であるため、ということです。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の1番に関連して、4番委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番です。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、加治木記念病院から、南東に約100mの位置にあります。周囲の現況は、申請のとおり、宅地となってから、約30年程度たっていると認められる。周囲の状況及び非農地とすることで生じる影響は、東が市道、西は宅地と田、南は宅地、北は市道です。 非農地として認定するやむを得ない理由は、昭和62年より宅地となっており、やむを得ないものと認める。特記事項は、特にありません。総合意見は、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第6号1番について質疑に入ります。 ただいまの事務局、現地調査員からの説明について何か、ご質問等ありませんか。</p>
委 員	<p>はい</p>
議 長	<p>7番委員どうぞ。</p>
委 員	<p>7番委員です。お尋ねします。30年経っているという事ですが、場所が場所ということ、面積が2,000㎡ということ、何故今まで加治木町時代を含めて何ら農業委員会で指摘するとか、家が建っているとか、又家が建てば固定資産税を含めて税務関係の事が絡んでくると思いますが、もろもろの関連の網にかからなかったのか、今まで問題はなかったのか30年経ってやっとあがった経緯につ</p>

議 長	<p>いて、説明してください。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>課税については、既に宅地課税されております。昭和62年に所有権移転登記だけされており、今回転売になって登記簿謄本を調べたところ、田んぼのままであるという事が分かり、非農地証明を頂いて登記の変更をしております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それではお諮りいたします。議案第6号非農地証明願についての1番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第6号非農地証明願についての1番は原案のとおり承認することに決定しました。</p>
<p>————— 議案第7号 —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第9、議案第7号農地あっせん申出売渡希望について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号あっせん申出売渡希望についてご説明致します。総会資料は、23ページとなります。今月申請は、1件です。参考資料は、89ページになりますので審議の参考にして下さい。それでは、1番をご説明致します。内容につきましては、売渡です。土地の所在が住吉字芳元町の田の2, 132㎡です。申請人は、大阪府堺市在住の〇〇さん。条件として、譲渡希望価格10a 当たり〇〇円です。また現在、蒲生町下久徳在住の〇〇さんと利用権設定をしております。以上で議案7号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。</p> <p>何か、ご意見等ございませんか。</p>
委 員	<p>[質問、意見なし]</p>
議 長	<p>よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号農地あっせん申出売渡希望についての1番について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[全員挙手]</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第7号1番は原案どおり受理することに決定いたしました。次に、ただいま承認された議案第7号のあっせん申出に係わる地区あっせ</p>

	<p>ん委員の選出について協議していただきます。各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p> <p>いらっしやらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第7号1番については、15番委員、17番委員、27番委員でお願いしたいと思います。</p> <p>担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
	<p>次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。</p>
	<p>農地あっせんの経過報告について、説明を行います。</p>
	<p>別紙農地あっせんについての経過報告の資料をお出してください。</p>
事務局	<p>資料の2ページ19番、申請人〇〇さん、こちらの方が今月の総会第1号議案で承認されましたので、完了となります。</p>
	<p>続きまして、4ページ49番、申請人〇〇さん こちらの方が取り下げ依頼という事で完了となります。</p>
	<p>続きまして、6ページ68番、申請人〇〇さん こちらの方も取り下げ依頼がありましたので完了となります。</p>
	<p>続きまして、6ページの71番、72番、73番、74番、76番、77番こちらの方が6月総会の第1号議案で承認頂きましたので、完了となります。</p>
	<p>続きまして、7ページ78番、79番こちらの方も1号議案で承認頂きましたので完了となります。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>あっせん委員から、何か報告等ございませんか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>22番委員どうぞ</p>
委 員	<p>22番です。48番の貸し人の〇〇さんの利用権設定については、前回利用権設定が出してあるはずです。その確認と41番の〇〇さんについては、1月に申請があり、2月に本人と会って売買は難しいので利用権設定では、どうでしょうかという事で話しを進めました。中間管理事業を利用するという事で農政の〇〇さんに連絡して手続き中だと思いますので確認して、来月の総会で報告をして下さい。以上です。</p>
議 長	<p>事務局、どうでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんでした。確認して来月ご報告いたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。何かご発言等ございませんか。</p>
委 員	『質問、意見なし』
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————</p>
議 長	次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。6月は、12件が提出されております。内容については、別紙、合意解約6月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今の、事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	<p>それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。</p> <p style="text-align: center;">————— その他 —————</p>
議 長	その他で何かございませんか。
委 員	「意見なし」
議 長	<p>次に、来月の現地調査 総会日についてですが、現地調査は、7月22日 金曜日に、総会は、7月29日 金曜日に開催予定でよろしいですか。</p> <p>それでは、現地調査委員は、1班を、7番委員、10番委員、11番委員に、2班を、12番委員、13番委員、14番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>その他に委員からご発言はありませんか。</p>
委 員	「発言なし」
議 長	ないようですので、事務局からはありませんか。

<p>議 長</p>	<p>事務局 農業新聞の新規購読の推進について 公務災害の加入について 農地パトロールについて</p> <p>ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、平成28年度第3回始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>事務局 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。</p>
------------	--

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____